

きそほうじん

発行所：(一社)木曾法人会 ☎ 0264 (22) 4243 編集：広報委員会
印刷：木曾オールプリント(株) ☎ 0264 (21) 3166

令和2年2月発行

No. **92**
2020 / FEB.

- 目次**
- ② 会長あいさつ
 - ③ 木曾税務署長 新年のごあいさつ
 - ④ 青年部コーナー
 - ⑤ 女性部コーナー・経営講演会
 - ⑥～⑦ 税金Q & Aコーナー
 - ⑧～⑨ 福利厚生制度・事務局日誌
 - ⑩～⑪ 税務情報
 - ⑫ 会員企業のご紹介

木曾郡租税教育推進協議会長賞 最優秀賞
木曾町立福島小学校
6年 大島 陽 登さん



木曾郡租税教育推進協議会長賞 優秀賞
木祖村立木祖小学校
6年 寺平 祈愛さん



木曾税務署長賞

長野県中信県税事務所木曾事務所長賞

一般社団法人木曾法人会長賞

木祖村立木祖小学校

木曾町立福島小学校

木曾町立三岳小学校

6年 深澤 汐風さん

6年 田口 獅音さん

6年 君口 美咲さん

— 小学生の税に関するポスター —

木曾郡租税教育推進協議会（法人会・会員）では、税に関するポスターを募集しています。今年度の入賞作品をご紹介します。



新年のご挨拶

木曾法人会長 大沢 謙一



令和2年の新しい年を迎えました。会員の皆さま、並びに税務署をはじめとする関係各位の皆さまには会の運営に多大なご協力をいただき誠に有難うございます。昨年は新天皇陛下の御即位があり平成から令和へと元号が変わり時代の変化を感じる年でした。それと、消費税の2%引上げがありました。実感として、支払いの度に額の重みをズシッと感じます。軽減税率やキャッシュレスポイント還元対応もあり、商店主の皆さんや私達小規模事業者にとっては頭の痛い問題であります。それに伴い、飲食店やコンビニで、キャッシュレス決済の機会が増えました。世の中、どんどんキャッシュレス決済が増えて、それこそ現金の必要性を感じなくなって来ている様な昨今であります。そんな中、ある新年会で再び、国際エコノミストの今井激（きよし）先生の講演を聴く機会を得ました。昨年は秋口にドカンと株価が下がるとの予測でした。先生曰く、去年は幸い来なかったが、今年はドカンがやってくるとのこと。ドカンとは株価暴落、経済恐慌のことを指します。このことについては他のエコノミストや経済評論家も同様なことを言っています。一説によると、2008年のリーマンショックの10倍以上の打撃を世界経済に与えるくらいの規模だとのこと。昨年来から続く、米中貿易戦争。イギリスのブレグジット、日韓関係の悪化、さらには新型コロナウィルスの流行、消費税後の個人消費落ち込み、などなど暗雲は垂れ込めていま



2月4日 理事会であいさつする大沢会長

す。話は少し逸れます。1991年の日本国の税収は60.1兆円でした。そして、2019年は62.5兆円です。この間、消費税は3%から8%に上がっていますが消費税の税収増に果たした効果は殆どありませんでした。むしろこの間、税収は2009年の38.7兆円で底を打つまで下がり続け、アベノミクスを迎える2012年まで微増、その後増え2018年に60.4兆円で1991年に並びました。消費税引き上げの翌年あるいは翌々年に税収が落ち込むことから、消費税引き上げ=税収増とはならないことがわかります。約30年かけてGDPを回復したわけですが、この間アメリカはGDPを4倍に、中国は54倍にまでしています。平均世帯所得では1994年の664万円であったものが2017年には552万円と112万円も下がっていました（国民生活基礎調査より）。因みに、アメリカの平均世帯所得は現在1,200万円です。話を戻しますと、今年は種を締めてかからねば、事業経営を誤ることにもなりかねない年となりそうです。先生はその対処法として3つの処方方を述べられました。①この心配についてトコトン考える。希望的観測は入れず、最悪の展開だけを必死になって考える。2次的、3次的な悪化も考える。②その最悪な展開になったら、自分はどうしたらよいか、覚悟を決める。③現実には何が発生しても、自分の展開のうちにあるから改めて悲観する必要はない。また、現実には最悪より多少マシな状況にあることが多い（ココが大切です）ので「明るく」生きる。この3点を挙げられました。今井先生の予測が外れ経済のドカンが起こらないことを望みます。しかし、3つの処方方は、経営にとって普遍的な要諦であると思います。覚悟あるより良き経営を心掛け、たとえ逆境が来ようとも、負けない経営で立ち向かいましょう。新年が会員並びに関係各位の皆さまにとって素晴らしい希望に満ちた年となります様、あわせて益々のご繁栄を心からご祈念申し上げごあいさついたします。今年も木曾法人会をよろしく願いいたします。

新年のごあいさつ

木曽税務署長 三井 浩



新年明けましておめでとうございます。

令和2年の年頭に当たり、謹んでお祝いを申し上げます。

一般社団法人木曽法人会の会員の皆様方には、健やかに新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は大沢会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、税務行政の円滑な運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、決算説明会、講演会、各種研修会の開催や租税教育事業などの税の啓発活動、地域に密着した社会貢献活動など事業活動を幅広く展開され、納税道義の高揚に大きく貢献されるとともに、地域社会の健全な発達にも寄与されておりますことに心より敬意を表する次第でございます。

さて、社会経済のグローバル化やICTが急速に進展している中、私ども税務行政を携わるものとしたしましては「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果すためICTによって納税環境を整えるなど納税者サービスの充実に努めてきました。しかし、私どもの力のみでは自ずと限界があり、皆様方のお力添えが不可欠であると考えております。

特に、昨年10月には消費税率10%の引き上げと軽減税率制度・区分記載請求書等保存方式が実施されました。また、令和5年10月には適格請求書等保存方式が導入されます。

私どもといたしましては、納税者の皆様方が内容を十分に理解し適切に対応していただけるよう、周知・広報・相談に着実に取り組んでまいります

ので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

年も明けて、令和元年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。国税庁では、引き続き、自宅等からのe-Tax・スマホ申告の一層の推進、マイナンバー制度への的確な対応に取り組んでおります。令和2年1月から、2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得のある方など、スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が広がりました。会員の皆様には、是非、自宅からのe-Tax・スマホ申告にご協力をお願いいたしますとともに、社員の皆様にも積極的にご利用していただけるよう、社内広報等へのご協力を併せてお願い申し上げます。

また、納税につきましても、簡単な操作で預貯金口座からの振替により納付できるダイレクト納付をご利用していただくなど、e-Taxの更なる利用につきまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当りまして、一般社団法人木曽法人会の益々のご発展と、新しい年が会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄の年となりますように、心からご祈念申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきます。



2月4日 理事会での三井税務署長

「第33回 法人会全国青年の集い 大分大会」に参加して

木曾法人会 青年部部长 原 俊之

令和1年11月7日、8日の両日、大分県大分市において、『第33回法人会全国青年の集い大分大会』が開催され、木曾法人会青年部を代表して参加させていただきました。

7日は、全国から選ばれた10単位会の租税教室プレゼンテーションの中から、私を含め全国の部長が審査員となり、審査をさせていただきました。今年は関東地区代表で松本法人会青年部の皆様がプレゼンをするとのことで当然のことながら長野県内各単位会は応援させていただきましたし、非常に素晴らしい熱のこもったプレゼンをされ最優秀には及ばなかったものの見事僅差で優秀賞を獲得されました。我々木曾法人会として租税教室活動はまだまだ定着してませんが非常にいい勉強となりました。

その後、ウェルカムパーティーへと案内され、全国の部長たちと懇親を深め翌日に備えるべく???長野県内各法人会青年部長たちと会場を後にし大分の夜を満喫させていただきました。

8日部長サミットでは『財政健全化のため

の健康経営プロジェクト』というテーマで10名程度の円卓にて活発な意見が交わされました。部長サミットの後木曾から同席いただきました前青木部長様と大会式典に参加させていただきました。様々な表彰や最優秀賞の租税教室プレゼンテーションの発表を聞き次回開催の島根県連へと大会旗が伝達されました。

今回初めての参加でしたが大分の味覚を堪能させていただきました。何といたっても全国の青年部の方々と交流を図れ、有意義な時間を過ごすことが出来たことに感謝申し上げます。



5年生に 税の解説付き“下敷”を寄贈 — 青年部租税教育活動・社会貢献事業 —

青年部は毎年、郡内小学校5年生の児童の皆さんに、租税教育用下敷を寄贈しています。11月11日からの「税を考える週間」に合わせ、役員が手分けをして各小学校へお届けしました。今年のテーマは『新国立競技場の3つのポイント』、2020年オリンピック開催に向けて新しく建て替えられた国立競技場についての話などを掲載しています。各種の税金など歳入の状況や、税金の使われ方などを分かりやすく記載した豆知識も載っています。これから女性部の社会貢献事業である「税に関する絵はがきコンクール」の作成などで参考になる分かりやすい内容です。



第1回 青年部租税教室を開催

去る1月15日、木曾町立福島小学校において、青年部の社会貢献活動事業として初めての「租税教室」を行いました。

初めての租税教室の為、木曾税務署の方にもご協力頂きながら、青年部長などが講師となり税の仕組みを説明し、DVDを活用しながら税金のある暮らしの大切さを伝えました。

子どもたちの反応が1番よかったのが、1億円のレプリカを見せた時でした。「欲しい！」とあちこちから聞こえて、代わる代わる持ち上げていました。

これからも継続事業として青年部員の方々には、協力をお願いしたいと思います。



税に関する『絵はがきコンクール』

— 女性部事業として3年目に突入 —

平成29年度の女性部事業としてスタートした「税に関する絵はがきコンクール」が3年目となり、昨年同様、木曽郡学校長会や教育委員会への協力依頼を経て、昨年11月に管内9小学校の6年生児童の皆さんに募集を呼びかけました。

作品が集まったところで関係者によって選考会を行い、最優秀作品については、長野県連を通じて、全法連の審査会の対象作品として出展します。この事業は、租税教育事業・地域社会貢献事業として、毎年継続してまいります。



募集依頼をする
木祖村支部女性部副部長（木祖小学校）

講演会開催

去る11月21日、木曽町文化交流センターにおいて、本年度の講演会を開催しました。

『プラスにはたらく言霊』と題して、テレビやラジオでお馴染みの松山 三四六氏による講演でした。

木曽の出身力士「御嶽海」との話から相撲の取り組み時の言葉の由来、また神社でのお参りの意味など、わかりやすく話をしてくださいました。途中、お子さん連れの聴講者の方の子どもさんがぐずってしまいホールの外へ行かれました。三四六さんは話の途中で、「連れておいで」と優しく声をかけてくださいました。感心したり、笑いもあったり、時には聴講者の方々へ質問したり、いつ質問されるかとドキドキしながらのあっという間の1時間でした。これからは言葉の意味を感じながら、お参りするようになりたいと思います。



行動する法人会

— 令和2年度税制改正に関する提言 —

全法連では、令和2年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

自民党

予算・税制等に関する政策懇談会（税務・中小企業）
10月31日

財政・金融・証券関係団体委員長

村井 英樹 氏他



公明党

税制改正要望等ヒアリング
11月5日

財政金融部会長代理 熊野 正士 氏他



共同会派

財政金融合同部会ヒアリング
11月20日

末松 義規 氏 古川 元久 氏他

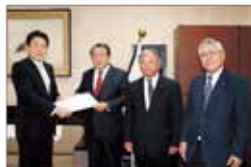
共同会派：立憲民主党、国民民主党、社会保険を立て直す国民会議、社会民主党で構成する会派



財務省

10月17日

財務副大臣 藤川 政人 氏



左から 藤川副大臣、飯野税制委員長、田中税制委員長、松崎専務理事

総務省

11月14日

自治税務局長 開出 英之 氏



左から 田中税制委員長、開出自治税務局長、飯野税制委員長、松崎専務理事

国税庁

表敬訪問 12月18日

長 官 星野 次彦 氏

次 長 田島 淳志 氏

課税部長 重藤 哲郎 氏



右手前から重藤課税部長、星野国税庁長官、田島次長
左から田中税制委員長、小林会長、松崎専務理事

中小企業庁

11月14日

事業環境部長 奈須野 太 氏



左から 田中税制委員長、奈須野事業環境部長、飯野税制委員長、松崎専務理事

税金 Q & A コーナー

今回の「税金 Q & A コーナー」第32弾は、消費税の軽減税率実施後における区分経理に当たってご注意いただきたい事項を説明します。

Q 1 (必要事項が記載されていない請求書等を受領した場合)

商品の仕入れをした際に、取引先から区分経理のための必要事項が記載されていない請求書を受領しました。

この場合に、どのように対処すれば良いのでしょうか。

A 「軽減税率の対象品目である旨」と「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。

消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の事項が記載された帳簿及び「区分記載請求書等」の保存が必要です。

また、区分経理は必要事項が記載された請求書等を基に行うこととなりますので、必要事項が記載されていない請求書等を受領した場合、

→取引相手に必要事項が記載された請求書等の再交付を依頼する 又は

→取引の事実に基づいて「軽減税率の対象品目である旨」と「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」を追記する

といった対応が必要となりますので、請求書を受領したタイミングで内容を確認しておくことが合理的です。

【軽減税率制度実施前】

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△
●年■月分 請求金額	43,200円
■月1日 割り箸	540円
■月3日 牛 肉	5,400円
：	
合 計	43,200円

必要な記載事項

- ①請求書発行者名
- ②取引年月日 ③取引内容
- ④対価の額 ⑤請求書受領者名

【軽減税率制度実施後】

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割り箸	550円
■月3日 牛 肉*	5,400円
合 計	43,600円
	(10%対象 22,000円)
	(8%対象 21,600円)

*は軽減税率対象品目

必要な記載事項

- ①請求書発行者名
- ②取引年月日 ③取引内容
- ④対価の額 ⑤請求書受領者名
- ⑥軽減税率の対象品目である旨
- ⑦税率ごとに区分して合計した税込対価の額

追加項目 (左の⑥・⑦) 以外は追記ができませんので、請求書等を受領する場合は良く確認しましょう。

また、自身が請求書等を交付する場合も、相手方から請求書等の再交付を求められることもありますので、記載内容に注意しておきましょう。

← 追加項目 (追記が可能な項目)

Q2 (即時充当によるキャッシュレス・消費者還元に係る消費税の仕入税額控除の考え方)

キャッシュレス支払いをした際の消費税の仕入税額控除の考え方を教えてください。

A コンビニ等が行っている即時充当（即時に購買金額にポイント等相当額を充当する方法）によるキャッシュレス・消費者還元は、商品対価の合計額が変わるものではありません。

消費税の課税事業者が商品を購入した際、その取引（仕入れ）について仕入税額控除を行うこととなりますが、即時充当による消費者還元を受けた場合には、商品対価の合計額が「課税仕入れに係る支払対価の額」となります。

一方、自社ポイントのように、商品等の購入の際のポイント利用が「値引き」となる場合には、「値引き後の金額」が「課税仕入れに係る支払対価の額」となります。

【即時充当】		【ポイント利用（値引き）】	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">レシート 〇〇ストア</p> <p>東京都..... 2019年10月XX日(土) 16:45</p> <p>オチャ * 1点 540 540円 ブンボウグ 1点 550 550円</p> <p style="border: 1px solid green; padding: 2px;">合 計 1,090円</p> <p style="padding-left: 20px;">8%タイショウ 540円 (内消費税 40円)</p> <p style="padding-left: 20px;">10%タイショウ 550円 (内消費税 50円)</p> <p style="border: 1px solid green; padding: 2px;">キャッシュレス還元 ▲21円</p> <p>交通系マネー支払 1,069円</p> <p><small>*印は軽減税率対象品目</small></p> </div>	<p>1,090円となる (商品対価の合計額)。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">レシート 〇〇ストア</p> <p>東京都..... 2019年10月XX日(土) 16:45</p> <p>オチャ * 1点 540 540円 ブンボウグ 1点 550 550円</p> <p style="border: 1px solid green; padding: 2px;">ポイント値引き ▲21円</p> <p style="border: 1px solid green; padding: 2px;">合 計 1,069円</p> <p style="padding-left: 20px;">8%タイショウ 530円 (内消費税 39円)</p> <p style="padding-left: 20px;">10%タイショウ 539円 (内消費税 49円)</p> <p>交通系マネー支払 1,069円</p> <p><small>*印は軽減税率対象品目</small></p> </div>	<p>1,069円となる (値引き後の金額)。</p>

商品等を購入した事業者においては、レシートの表記から「課税仕入れに係る支払対価の額」を判断して差し支えありません。

今回のQ & Aは、国税庁ホームページ内の

「**軽減税率制度実施後における消費税申告に関する各種情報**」にある

・事業者の皆様へ（～区分経理から消費税申告書作成まで～）（令和元年11月）（令和元年12月更新）

・即時充当によるキャッシュレス・消費者還元に係る消費税の仕入税額控除の考え方

から出題しました。

その他詳しい情報については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト

「**消費税の軽減税率制度について**」をご覧ください。

法人会会員の
みなさまへ

法人会の経営者大型総合保障制度 企業保障プラン

Lタイプa [無配当歳満期定期保険 (解約払戻金抑制割合指定型)]

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

ポイント1 安心の長期保障

経営者が万一の際に、残されたご家族に支給するための死亡退職金・弔慰金の財源を確保できます。また、企業防衛に必要な「運転資金」「借入金返済資金」などにも保険金が役立ちます。

ポイント2 柔軟な保障コスト(保険料)

「保険金額」「保険期間」の設定に加え、解約払戻金抑制割合を指定することで、「保険料・解約払戻金のバランス」を自在に設計することができます。

ポイント3 長期安定的な解約払戻金

解約払戻金を「経営安定資金」や「退職金原資」など幅広い用途に活用可能です。高い解約返戻率が長くつづいため、勇退時期が予定より前後にずれても安心です。

- ※解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくと減少し、満了時には0になります。また、解約払戻金はほとんどの場合、払込総保険料を下回ります。
- ※解約払戻金・保険料は、契約時に指定する解約払戻金抑制割合(0~100%)に応じて決定されます。100%に指定した場合、解約払戻金はゼロとなり、保険料は最も安くなります。0%に指定した場合、解約払戻金・保険料ともに最も高くなります。解約払戻金抑制割合は契約時のみ指定可能で、保険期間中に変更することはできません。
- ※この保険には満期保険金・配当金はありません。
- ◎この資料は、2019年8月現在の商品内容・税制に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ◎この制度は、法人会会員向けの制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げ等のお取扱いとなることがあります。
- ◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

引受保険会社 **DAIDO** 大同生命保険株式会社

松本支社/
長野県松本市本庄1-3-10 (大同生命松本ビル3F)
TEL 0263-32-0829

F-2019-1002(2019年8月7日)



AIG 損保
法人会のビジネスガード
Business Guard Series

世界有数の地震国、日本!
いつ、どこで大地震が発生しても
不思議ではありません。

地震災害のリスクに備えて、
回避・低減の対策を!



Property Guard

法人会の企業地震保険

企業財産保険+財物損害補償特約+地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)

地震災害のリスクから会員企業をガードします!

AIG 損害保険株式会社

URL:<http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

松本支店

〒390-0814
長野県松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル7F
TEL. 0263-35-1933 FAX. 0263-36-7975
午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。保険の対象、建物の構造、建築年月等によってはお引受できない場合もございますのであらかじめご了承ください。
2018年1月時点の内容です。

(B-152289 2020-01)

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

Affac

本サービスは、アフラックの提携先
(株式会社メディカルノート)が提供します。

ネット医療相談サービスのご案内

プロの医療チームがあなたをサポートします！

法人会会員企業にお勤めの
役員・従業員であれば、
おひとり様 **月1件のご相談まで**
無料で利用いただけます。



※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

お問い合わせ 株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp

 Medical Note



ご利用はこちらから

11月

- 5日 県連事務局職員研修会(諏訪法人会)
- 6日 ブロック別税務研修会
(木曾町文化交流センター)
- 8日 全国青年の集い「大分大会」
- 12日 県税功労者知事感謝状授与式
(合同庁舎)
- 13日 令和元年度納税表彰式
- 14日 ブロック別税務研修会
(大桑村商工会館)
- 21日 講演会(木曾町文化交流センター)

事務局日誌

12月

- 3日 総務委員会(木曾建設会館)
- 10日 県連税制委員会(長野市)
- 18日 県連事務局長会議(松本市)

1月

- 25日 木曾路統一イベント
「氷雪の灯祭り」
(大桑村支部協賛)



知事表彰
元副会長(木曾町支部長)
林 博氏 大林工業(株)



ブロック別税務研修会



1月25日 氷雪の灯祭り
支部会員ボランティア作業

パソコン スマホ

から 確定申告

もう手書きにはもどれない…

STEP

1 「国税庁ホームページ」へアクセス



税務署に行く手間がかかりません!



確定申告期間中は24時間いつでも利用できます!

(注) 確定申告期間以外の利用可能時間やメンテナンスによりご利用いただけない時間帯については、e-Taxホームページでご確認ください。

確定申告



確定申告書等作成コーナーの
利用率

2人に1人以上が
利用

確定申告書等作成コーナーの
利用者の感想

96%の方が役立つ

と回答

STEP

2 申請書を作成



画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます!

STEP

3 e-Taxで送信して提出

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ!

- ① マイナンバーカード



取得方法は右面を
見てね!



- ② ICカードリーダーライター 又は
マイナンバーカード対応のスマートフォン

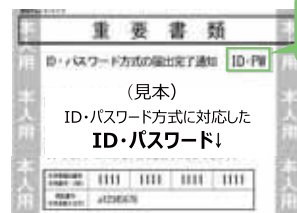


又は



一部端末のみ

IDとパスワードで送信



ID・PW
が目印

- ・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。
- ・確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ・ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。
・メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。



印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます!

プリンタをお持ちでなくても、コンビニエンスストア等のプリントサービス(有料)を利用して印刷できます。

スマホ×確定申告 ～ネクストステージ～

進化するスマート申告!

スマホで見やすい専用画面

令和2年1月から、2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方など、**スマホ専用画面**をご利用いただける方の範囲が広がります。

e-Taxで手続完結

「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方は、e-Taxで送信できます。また、マイナンバーカード対応のスマートフォン等をお持ちでない方も、「ID・パスワード方式の届出完了通知」(左面参照)に記載されたID・パスワードがあれば、e-Taxで送信できます。

(注) ・タブレット端末からもご利用いただけます。
 ・e-Taxをご利用できない方は、作成した確定申告書を印刷し、税務署に郵送等で提出できます。



申告書の作成
はこちらから！



開発中の画面ですので、実際の画面と異なる場合があります。



対象国庫の一覧
はこちらから！



操作が分からない場合は「よくある質問」へ

確定申告書等作成コーナーの操作に関するご不明な点や困ったことなど、お問い合わせの多い質問を確定申告書等作成コーナー内の「よくある質問」に掲載しています。

よくある質問をご覧頂いても解決しない場合は、**電話**でお問い合わせすることができます。
 ※お問い合わせ先は、確定申告書等作成コーナーの「お問い合わせ」画面をご覧ください。

(注) 国税に関するご相談・ご質問は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」に、税に関してのよくある質問を掲載していますのでご覧ください。また、「タックスアンサー」をご覧頂いても解決しない場合は、最寄りの税務署へお問い合わせください。

マイナンバーカードでできることって?

マイナンバーカードを利用するなどして、e-Taxで提出すれば**本人確認書類の提示又は写しの添付が不要**です。その他、マイナンバーカードで本人認証すれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。

マイナンバーカードの取得方法

郵便・パソコン・スマートフォンなどから申請でき、**無料で取得**できます。
 詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

マイナンバーカード 取得方法



スマホによる申請
はこちらから！

株式会社 加藤組

【総合建設業】

〒397-0001

長野県木曾郡木曾町福島 1764-1

TEL 0264-22-2116

FAX 0264-23-2116

Mail katougumi@katou-g.co.jp

弊社は、初代の加藤初左衛門が大工として業をなし、明治40年に建築工事を請け負う加藤組を創業しました。それ以来110年余り木曾地域を中心として事業展開し、現在は4代目の加藤晋悟が地域の皆様に信頼される会社を目指して、環境に配慮しつつ法令を遵守した施工を心が



代表取締役 加藤 晋悟

木曾町支部

けています。また、地域貢献の一環として河川清掃や「雪灯りの散歩路」等への協力も積極的に行っています。小さな会社ですが、社員同士仲が良く、まとまりがあって働きやすい職場です。住宅の新築及びリフォーム等までお気軽にご相談ください。



会 員 企 業 の ご 紹 介

大桑村支部 木曾地域振興株式会社

代表取締役 桶野 直紀

〒399-5504

長野県木曾郡大桑村野尻 160-27

TEL 0264-55-3741

FAX 0264-55-2010

Mail kirakusya@kis.janis.or.jp

<http://www.michinoeki-ookuwa.jp>

設立年月日 昭和62年12月4日

道の駅登録 平成5年

(木曾駒高原と同時に登録、木曾では一番早い)

中央アルプスの峰々を望む、国道19号線道の駅「大桑」の運営を受託、木曾路や信州の各種土産物、焼き立てのパン、地元の野菜や県内の果物をお値打ちで販売している『木楽舎』と木曾牛ステーキからお手頃な昼食メニューまで幅広い食事を提供しているレストラン『グルメリアきらく』を運営しています。

焼き立てパンコーナーは、特大メロンパン、ロングアップルパイが人気商品です。

軽食コーナーのラーメンは、とても美味しくお値打ちと自慢できます。

